

■第二種特定鳥獣管理計画等の策定状況

令和元年 11 月時点における計画の策定状況は、第二種特定鳥獣管理計画は 7 県、任意計画は 12 府県であった。今年度については、群馬県で第二種特定鳥獣管理計画の第二期計画期間が開始した。

表 2-2-1. 第二種特定鳥獣管理計画及び任意計画の策定状況

(任意計画の策定状況は、「カワウ被害対策の進め方について」フォローアップ調査 (2019 年 11 月 6 日時点) による)

府県	計画の種類	計画期間	備考
福島	特定	平成29年4月1日～平成34年3月31日	第三期
群馬	特定	平成31年4月1日～平成36年3月31日	第二期
新潟	特定	平成30年4月1日～平成35年3月31日	第一期
富山	特定	平成29年4月1日～平成32年3月31日	第一期
滋賀	特定	平成30年4月1日～平成35年3月31日	第三期
広島	特定	平成29年4月1日～平成34年3月31日	第一期
山口	特定	平成29年4月1日～平成34年3月31日	第二期
青森	任意		
岩手	任意		
栃木	任意		
埼玉	任意		
千葉	任意		
東京	任意		
山梨	任意		
岐阜	任意		
静岡	任意		
京都	任意		
鳥取	任意		
岡山	任意		

